

平成23年4月に長野県議会議員選挙が実施されたことに伴い、同年4月の1か月分の政務調査費については、同年7月1日をもって条例第12条の規定に基づく閲覧を開始している。

したがって、閲覧開始をもって1年の起点とする請求人らの主張によれば、平成23年4月分に係る政務調査費については、「行為があつてから1年以上経過したもの」であり、法第242条第2項ただし書の規定は適用されず、住民監査請求の対象外であると考える。

#### 補足説明

- (注1) 政務調査費の充当が「妥当である」と、社会一般が認めうる支出の範囲を指す。規程に定める「使途基準」に合致した支出であれば、一義的には「妥当な範囲」内にあるものと考える。
- (注2) 陳情、要望活動、要請活動及び議員団総会の主たる目的は、調査研究(政務調査)活動であり、政党活動又は後援会活動とは、明確に異なるものである。また、政務調査費は、実費弁償の原則に基づいており、そもそも交通費については、経費按分という性質のものではないと考える。
- (注3) 人件費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間又は割合に応じ、また、事務所経費は、その外形上の形態(事務所が兼ねる機能)に応じ、按分時の算式及び充当限度額をマニュアルに示している。
- (注4) 携帯電話料金は、その性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であり、使用実態を裏付ける客観的数値がないため、少なくとも2分の1を超える部分には充当すべきではないと考えられることから、2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアルに示している。
- (注5) 本代は、娯楽性の有無又は県政との関連性の有無がそれに当たるものと考える。ただし、その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものと考える。
- (注6) 広報紙印刷費、送料及び新聞折込代については、後援会等と共同して発行する場合、適切に按分すべき旨、マニュアルに示している。ただし、按分の具体的方法については、各会派の裁量の範疇と考える。
- (注7) 調査研究活動に当たり、最も適切と考えられる方法を選択することをいう。その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものと考える。

#### 6 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関である議会事務局総務課に対し、平成24年10月31日に、関係帳簿、関係書類及び聞き取りの調査を実施し、必要に応じて議会事務局総務課を通じて会派から説明を求めた。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実関係の確認

- (1) 政務調査費に関する法令等について

ア 政務調査費については、法第100条第14項後段において、「交付の対象、額及

び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と、また、同条第15項において、「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されており、本県においてはこれらの規定に基づき、平成13年3月に条例を制定している。

- イ 条例第1条において、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定める旨規定し、条例第2条において、政務調査費は会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付すると規定している。
- ウ 政務調査費の額については、条例附則第2項において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額と規定している条例第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額と規定している。
- エ 条例第7条において、会派は政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならないと規定し、当該規定を受けて、規程第3条及び別表でそれを定めている。その内容は以下の表のとおりである。

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

- オ 条例第8条において、会派（会派が消滅したときは、その代表者であった者）は、収支報告書に証拠書類の写しを添えて、その年度（当該会派が消滅した日が属する月）の末日から30日以内に議長に提出しなければならない旨規定している。
- カ 条例第10条において、議長は、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする旨規定し、調査権限を議長に付与している。
- キ 条例第12条第2項において、何人も、議長に対し保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる旨規定している。
- ク 政務調査費の交付については、事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第5条及び別表第2の規定により、議会事務局の所掌に係る事項に関する予算

執行として、知事から議会事務局長に委任されている。

(2) マニュアル等について

ア マニュアルは、県議会の各会派が政務調査費を使用するに当たって、会派自らが判断するための指針として、平成16年8月、県議会において策定されたものであり、「I 政務調査費の使途基準」、「II 使途基準の運用指針」、「III 会計処理」及び「IV 収支報告書等の閲覧（情報公開）」から構成されている。

イ この使途基準の運用指針において、政務調査費は、実費弁償を原則とするが、事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合は、時間割合その他合理的な方法により、2分の1を上限に按分して充当するものとし、必要な場合には、その他の項目についても実態に応じ、按分して充当するものとしている。

ウ 平成16年度の政務調査費について、平成17年11月24日に長野地方裁判所に住民訴訟が提起され、同訴訟の東京高等裁判所における控訴審において、平成21年度以降の政務調査費の充当については、以下の和解条項に基づき運用するという内容で、平成20年11月21日に和解が成立した。

(和解条項)

(ア) 政務調査をした場合は、調査の都度必ず、調査日、場所、相手方、参加した議員等の氏名、目的・内容を記載した調査研究活動記録票を作成し、同記録票に可能な限り領収書等を添付し、県民の情報公開に応ずることとする。

(イ) 飲食費には（会費名目でも）充当しない。

(ウ) 書籍を購入した場合は、領収書等に書籍名を記載する。

(エ) 運転代行代には、特別な事情により利用した場合を除き充当しない。

(オ) 後援会と兼ねた事務所の場合は、賃借料、電話料、電気代等事務所経費及び事務用品は2分の1充当とする。

後援会と兼ねた自宅兼事務所の場合は、電話料、電気代等事務所経費は4分の1充当、事務用品は2分の1充当とする。

(カ) 携帯電話料は、2分の1以下の充当とする。

(キ) 名刺代は充当しない。

エ 政務調査費の使途をめぐる社会情勢の変化及び上記ウの和解条項を反映させるため、平成21年3月にマニュアルが改正された。

(主な改正内容)

(ア) 経費を個別に掲げて充当指針を説明している記載様式を、規程第3条及び別表に定める使途基準の全ての項目ごとに、「対象経費（例）」及び「運用指針」を記載する様式に改正した。

(イ) 調査研究費

「調査研究費」の項目の運用指針の「2 会費」に、政務調査費を充当しないものとして「飲食を伴う会合の会費」を追加した。

(ウ) 研修費

「研修費」の項目の運用指針に、「議員研修会への充当について 会派が共

同で開催する議員研修会についても、会場費、機材借上費、講師謝金、講師費用弁償等の諸経費について、政務調査費を充当できるものとする。」を追加した。

(イ) 資料購入費

「資料購入費」の項目の運用指針に、「書籍購入代として、書籍を購入した場合は、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する必要がある。」を追加した。

(オ) 広報費

「広報費」の項目の運用指針に、「ホームページ関連経費として、ホームページの作成・管理に係る経費（会派本部が専ら調査研究のために作成・管理するものを除く。）については、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を追加した。

(カ) 事務費

「事務費」の項目の運用指針に、「事務用品購入費として後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を、名刺代として「名刺代については、政務調査費を充当しないものとする。」を、通信費として「携帯電話料金については2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当するものとする。」を追加した。

また、同項目の運用指針の事務所経費について、「(4) 事務所経費への充当限度額」の表中、事務所の形態が「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」の場合における光熱費及び電話料金への充当限度額の基準を「3分の1」から「4分の1」にそれぞれ改正した。

(3) 平成23年度政務調査費（4月分を除く。以下同じ。）の交付について

ア 平成23年度政務調査費の交付額は、総額1億8,502万円であり、会派別の内訳は別記1のとおりである。平成23年度政務調査費の交付に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）にのっとり適正に行われていることを確認した。

イ 各会派は、議長に対し、別記2のとおり、平成23年度政務調査費に係る収支報告書を提出したことを確認した。

ウ 議会事務局総務課は、平成24年5月28日までに、収支報告書及び添付書類の記載事項、証拠書類の写し、使途項目区分の適否等について、平成23年度政務調査費に係る検査及び条例第10条の規定による調査を実施したことを確認した。

エ 各会派は、平成23年度政務調査費のうち、本件請求に係る会派の活動に要した経費に対し1億42万6,724円を充当したことを確認した。会派別の内訳は、別記3のとおりである。

平成23年度政務調査費のうち、請求人が違法・不当なものと主張している額は5,428万8,301円と認められることから、これらについて、議会事務局総務課保管の証拠書類の写し及び同課の説明（同課を通じて求めた会派の説明を含む。

以下同じ。)により、金額、内容等を確認した。その金額及び内容は、別記3に記載したとおりである。

## 2 判断

### (1) 監査の視点

ア 条例及び規程において、政務調査費の使途基準は議長が定めていること(条例第7条並びに規程第3条及び別表)、収支報告書の様式は議長が定め、その提出先は議長とされていること(条例第8条)、収支報告書は概括的に記載する様式(規程第4条及び様式第4号)とされており、個々の支出の金額又は支出先、政務調査活動の目的又は内容等を具体的に記載すべきものとはされていないこと及び収支報告書の調査権限は知事ではなく議長に与えられていること(条例第10条)が認められる。これらを総合して考えれば、政務調査費の使途基準の解釈及びその適用の可否の判断について、知事の積極的な関与には制限があり、議会又はこれを構成する議員若しくは会派の自主性及び自律性を尊重する制度であると解される。

最高裁判所平成21年12月17日判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされ、「このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ また、会派には県政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動を行うことが期待されており、この調査研究の対象は、県政全体に関する問題に広く及ぶものであって、その方法もまた多種多様なものが考えられる。したがって調査研究の対象及び方法の選択に当たっては、会派の自主性及び自律性を尊重すべき要請もあると考えられる。

最高裁判所平成22年3月23日判決においても、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とされている。

ウ これらのことから、支出した経費が調査研究に資するための必要な経費に当たるか否かという使途基準適合性の判断は、会派の自主性及び自律性を尊重した上で、一般的、外形的に行なうことが要請されると考えられる。また、議会においては、政務調査費のより厳正な取扱いを期すため、政務調査費の充當に当たり、会派の自主的及び自律的な判断をするための指針としてマニュアルを自

ら策定している。したがって、使途基準適合性の判断に当たっては、使途基準及びマニュアルの規定に照らして一般的、外形的に行うことが適當であると考える。

東京高等裁判所平成21年9月29日判決において、「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と同様の判断を示している。

エ 一方、政務調査費の財源が公金である以上、政務調査費の充當に係る会派の自主的及び自律的な判断が、無制約に許容されるわけではない。上記ウに加え、このことを合わせ考えれば、マニュアル等に従った支出であったかどうかの事後的な検証を行う本件監査において、当該支出について政務調査との関連性又は支出の必要性若しくは合理性を明らかに欠くと認められ、議会事務局総務課又は会派から合理的説明が得られない場合には、当該支出に係る同課又は会派の判断は妥当性を欠くものであったと考える。

オ 以上のことから、使途基準適合性の判断は、証拠書類の写し、議会事務局総務課及び必要に応じて同課を通じて求めた会派の説明を、マニュアル等に照らし合わせ、一般的、外形的に確認することにより行い、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

## (2) 請求人主張の各支出について

会派は、県から総額1億8,502万円の平成23年度政務調査費の交付を受け、調査研究活動に要した経費1億8,619万3,040円に対し1億8,291万5,007円を充當し、210万4,993円を返還した。

請求人は、会派が平成23年度政務調査費を充當した経費の中には違法・不当なものがあると主張している。そして、請求人が違法・不当な充當があると主張するこれらの経費には1億42万6,724円の平成23年度政務調査費を充當しており、このうち、請求人が違法・不当な充當であると主張している額は5,428万8,301円と認められる。会派ごとの内訳は、以下の表のとおりである。

(単位:円)

会派名	政務調査費交付額 (注1)	政務調査費充當額 (注2)	本件請求に係る政務調査費充當額(注3)	違法・不当と主張する充當額(注4)
自由民主党県議団	63,800,000	63,251,602	31,259,108	18,334,811
改革・新風	47,850,000	47,850,000	29,561,267	15,432,446
県民クラブ・公明	25,520,000	25,520,000	9,776,386	5,048,415
日本共産党県議団	19,140,000	19,048,159	14,661,211	7,330,594
県政ながの	19,140,000	19,140,000	13,109,998	7,168,807
無所属改革クラブ	6,380,000	4,915,246	479,539	170,348
信州さきがけ	3,190,000	3,190,000	1,579,215	802,880

計	185,020,000	182,915,007	100,426,724	54,288,301
---	-------------	-------------	-------------	------------

- (注1) 県から交付された平成23年度政務調査費の金額（別記1参照）  
 (注2) 県から交付された平成23年度政務調査費の充当額（別記2参照）  
 (注3) 本件請求に係る経費への平成23年度政務調査費の充当額（別記3参照）  
 (注4) 請求人が違法・不当と主張する平成23年度政務調査費の充当額（別記3参照）

本件請求に係る経費を対象に行った調査結果は、別記3のとおりであるが、いずれの経費についても、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いているものは認められず、本件請求に係る経費に政務調査費を充当したことに、違法・不当なものは認められなかった。

請求人が主張する各項目については、以下のとおりである。

ア 会派控室の入件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等について

請求人は、「議員控室（原文のまま）の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う入件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当するべきでなく、原則として、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「会派は、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用している。」と説明があった。

会派控室の入件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等については、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動等の拠点として使用している実態は認められなかったことから、マニュアルにおける政務調査費を按分する場合には該当しないものと認められ、本件請求に係る会派控室のこれらの経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

会派控室に係る各経費については、以下のとおりである。

(イ) 入件費（定期健康診断料及び退職金積立金を含む。）

入件費は、会派控室における雇用職員に係るものであり、これらの者は、雇用契約書では政務調査に係る業務のみを行うこととされ、専ら調査研究活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。

(ウ) 事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料

事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料は、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。改選により会派の議員数が増えたことに伴い購入した事務机の経費に政務調査費を充当した例もあったが、会派控室への設置であり、調査研究

活動に使用されるものと認められた。

(イ) ホームページの管理・更新料

ホームページの管理・更新料は、会派控室で管理・運営されているホームページに係る毎月の管理又は更新に要した経費であり、当該ホームページの開設・管理・運営は、調査研究活動のためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

(ロ) 電話代等

会派控室で使用されている電話及びファックスは、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。なお、電話代に、弔電等の電報代を含むものがあったが、当該電報代には政務調査費を充当していなかった。

(ハ) 茶葉・コーヒーディスペンサー等

会派控室で提供されるお茶、コーヒー等は、調査研究活動に係る来客等の際に供するためのものであり、これ以外の用途に供されている状況は認められなかった。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会について

請求人は、「会派関係の国會議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動もあるから、50%按分すべきである。」とし、これらの活動に係る経費について請求人が「不適正」、「50%按分」等としている考え方については、「請求人が推定して、判断したものである。」と主張している。

また、請求人は、「議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、陳情、要望活動、要請活動について、「調査研究活動は広範多岐にわたり、政治家、行政関係者等との意見交換又は情報収集活動は、調査研究活動の一環であり、この活動の主たる目的は、調査研究活動であり、政党活動又は後援会活動とは、明確に異なるものである。また、政務調査費は実費弁償の原則に基づいており、そもそも交通費については、経費按分という性質のものではない。また、これらの活動を行う際には、いずれも何らかの意見交換が行われている。」と、また、議員団総会について、「政策又は方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換を行う場であり、会派内の意見交換、議会での質問についての検討などが行われている。」と説明があった。

陳情、要望活動、要請活動、議員団総会に係る経費については、マニュアルでは政務調査費の対象経費として例示していないが、使途基準においては、調査研究費として「会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費」と定めており、これらの活動に係る経費が使途基準に適合しないとする具体的な事実は認められなかった。したがって、本件請求に係るこれら経費に

政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

裁判例においても、「議員団総会への出席については、「議員の活動場所である議会の運営の在り方を議論し、必要な調査を行って研究することによって、議会全体の機能、役割の発展、向上を期待することができるから、上記活動に対して調査研究費を支出することが、本件条例及び本件規程が定める調査研究費の使途基準に照らし、明らかに必要性、合理性を欠いているとは認め難い。」（仙台地方裁判所平成19年11月13日判決）として政務調査費の充当を認めている。

#### ウ 会派の支部の入件費、事務所賃料、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等について

請求人は、「会派の支部事務所は、ほとんどの事務所において、一般の議員活動、後援会活動も行っており、入件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代も50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「各議員（各会派支部）の活動態様又は事務所の形態は一様ではなく、入件費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間又は割合に応じ、また、事務所経費は、その外形上の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。また、各支部事務所の形態については、事務局総務課において、あらかじめ会派に対し確認している。」と説明があった。

会派の支部の入件費、事務所賃料など従事する業務の実態又は事務所の形態に応じて按分をする経費については、証拠書類の写しに按分の過程を明記しているものと明記していないものがあった。

前者にあっては、証拠書類の写しにより、政務調査費への充当割合が容易に確認ができたが、後者にあっては、証拠書類の写しでは、政務調査費を充当した額が按分前のものなのか按分された後のものなのかの確認ができなかった。

このため、証拠書類の写しのほか議会事務局総務課の説明により確認したところ、従事する業務の実態又は事務所の形態に応じ、マニュアルに従い按分するなど、政務調査に係る経費に政務調査費を充当していることが認められ、本件請求に係る会派支部のこれらの経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

会派支部に係る各経費については、以下のとおりである。ただし、請求人が主張する会派支部の事務機器使用料、ホームページ管理費及び電話代（携帯電話料金を除く。）の経費については、本件請求書の別紙1から別紙7までの記載には認められないことから、除いている。

##### (イ) 会派支部の入件費

会派支部における雇用職員は、「政務調査業務勤務実績表・領収書」、「政務調査業務従事パート職員入件費内訳報告書」、「雇用契約書」等の証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明から、視察調査の準備、県政課題についての資料の収集・整理・作成、県政報告書の内容の打合せなどの調査研究活動の補助業務を行っており、これらの業務に係る経費のみに政務調査費を充

当していることが認められた。

ただし、調査の結果、県民クラブ・公明上田小県支部に係る平成23年7月分及び8月分の会員費において、後援会に係る業務を行っていた時間が、それぞれ11時間、10時間あり、これらの時間に係る会員費である7月分7,810円及び8月分7,100円にそれぞれ政務調査費を充当していたことが認められた。これらの経費は、政務調査費に充当すべき経費とは認められないが、平成24年11月22日付で、7,810円及び7,100円を会員費から除く内容の収支報告書の訂正がなされた。なお、同会派全体の平成23年度政務調査費の交付対象となる会員費は、平成23年度政務調査費の充当額を超えていたため、同会派に対する平成23年度政務調査費の交付額には変更はない。

#### (イ) 会派支部の事務所賃料

事務所の賃料については、事務所の形態に応じて、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として政務調査費を充当するなど、マニュアルに従って充当していることが認められた。

#### (ウ) 会派支部の事務用品費

事務用品費については、議会事務局総務課から、政務調査活動に使用するためのものであることを会派に確認した旨の説明があり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

### エ 携帯電話料金について

請求人は、「携帯電話は、政務調査費のみならず政党活動、後援会活動、私的にも使うのであり、4分の1を政務調査費から充当するのが正当である。50%按分は違法である。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「携帯電話利用の実態は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。」と説明があり、「その実態に応じ」に関しては、「携帯電話料金は、その性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であり、使用実態を裏付ける客観的な数値がないため、2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアルに示している。」と説明があった。

携帯電話料金については、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として政務調査費を充当しており、マニュアルに従って充当していることが認められ、本件請求に係る携帯電話料金に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。なお、議員によって、2分の1のほか、4分の1を乗じて得た金額に政務調査費を充当しているなど按分率に違いがあるが、これらは携帯電話の使用実態に対する各議員の自主的な判断に基づくものである。

裁判例においても、政務調査費を充当する上限を2分の1とするマニュアルの定めについては、「携帯電話は常時携帯するものであり、私用との区別が困難であるから、これを2分し、その1を本件使途基準に合致しないもの」（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）とするもの及び「その使用実態を裏付ける客観的な資料が無い場合には、当該議員の使用実態に関する判断に合理性が

認められるのは、調査研究活動のための使用が少なくとも半分以上を占めるか否かの限度にとどまるものというべきであり、その按分率による支出については、50%を超える部分を政務調査費から支出することは許されない。」(盛岡地方裁判所平成22年11月29日判決)とするものがあり、合理性が認められる。

#### 才 書籍購入費について

請求人は、「多くの議員は、本代を100%政務調査費に充当しているが、中身をみると、政務調査と関係がない、または、関係が極めて薄いものがある。これらの本代に100%政務調査費から充当するのは違法である。」とし、また書籍により充当すべき率が異なる請求人の主張については「本の題名により判断したものである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアルの資料購入費中に書籍購入代の項目を設け、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付することを義務付けた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。「社会通念上妥当な範囲」については、娯楽性の有無又は県政との関連性の有無がそれに当たるものと考える。ただし、その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものと考える。」と説明があった。

書籍購入費については、購入した書籍名を領収書等に記載し、一覧表にまとめるなど、マニュアルに従った取扱いをしている。また、政務調査費を充当する書籍については、単に書籍名から調査研究との直接的な関係が認められるものに限定する必要性はなく、調査研究活動に必要又は有益な知識及び情報を得るために、各議員の判断により購入された書籍も含まれ、その場合には県政に具体的にどのように活用されたかの説明は不要であると解するのが妥当であると認められ、本件請求に係る書籍購入費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

裁判例においても、書籍購入費については、「政務調査費により購入された図書、資料等と調査研究との関連性の判断については、当該会派の判断（裁量権）を尊重すべきであるから、政務調査費は、市議会議員としての具体的な調査研究活動と直接的な関連性を有する図書、資料購入に限定する必要はなく、市議会議員としての政治活動全般に必要、有益な知識を得るために必要な図書、資料購入に支出されれば足りるというべきである。」(静岡地方裁判所平成20年12月26日判決)とされている。

ただし、調査の結果、県政ながの駒ヶ根支部に係る平成23年8月分の資料購入費において、購入した書籍代金が10%割り引かれていたが、割引前の金額である1,700円に政務調査費を充当していたことが認められた。10%分に当たる170円については、政務調査費に充当すべき経費とは認められないが、平成24年11月20日付で、170円を資料購入費から除く内容の収支報告書の訂正がなされた。なお、同会派全体の平成23年度政務調査費の交付対象となる資料購入費は、平成23年度政務調査費の充当額を超えているため、同会派に対する平成

23年度政務調査費の交付額には変更はない。

#### 力 広報紙印刷費、送料及び新聞折込代について

請求人は、「県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より議論の項目程度になり、議論の内容が分からぬるものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%とすべきである。」と主張し、また、証拠書類の写しから、広報紙の「中身がわからない場合は、50%按分とし、中身がわかる場合は、政務調査と議員の宣伝との割合を推定して判断したものである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアルの広報費中に広報紙印刷費・送料・新聞折込代の項目を設け、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要があることを明示しており、マニュアルに従い、現に実態に応じた按分率を採用し適切に充当している。ただし、按分の具体的方法については、各会派の裁量の範疇と考える。」と説明があった。

県政報告、県政だより、県政レポート、県政ニュース等の名称の各会派の県政に関する広報紙は、後援会活動、政党活動、選挙活動等の調査研究活動と関係ない部分を特定し、その部分の紙面全体に占める面積割合等により按分率を定め、印刷費、送料及び新聞折込代の経費を当該按分率により按分していることが認められた。

マニュアルにおいて按分方法は定められていないが、それは議員の自主的、自律的な判断を尊重する趣旨のもと、合理的な方法が採用されることが期待されているものと解されるところ、上記の按分方法には合理性があると認められ、本件請求に係る広報紙の印刷費等に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

なお、請求人は、政務調査費を充当した経費に係る広報紙の写しが、証拠書類の写しに添付されていないため、内容を確認できないものがあるとしているが、広報紙の内容は、議会事務局総務課において確認していることが認められ、また、本件請求に係る調査においても確認した。

#### キ 県外の視察調査について

請求人は、自由民主党県議団、県政ながの及び改革・新風の県外への視察調査について「遠方の観光地近くへ、ほとんど会派全員で調査に行き、観光地に宿泊している。近県でも、参考になる調査先はあるはずであり、しかも、調査なら全員で行く必要性はないと考えられる。懇親や観光も目的であるから、遠くの観光地へ行くと強く推定される。」とし、また、「3人程度で調査して、参加しない人に報告すればすむと考えて判断し、経費は50%以下になると推定したものである。」とし、これらの会派の具体的な視察箇所を示し、違法・不当であると主張している。

議会事務局総務課からは、「各会派では、県政の政策課題、議会で審議する案件等に鑑み、適時適切な対応のもと、視察・調査を実施している。政務調査

費の支出に当たっては、会派及び議員の自主性及び自律性が尊重されなければならず、視察・調査の実施方法については、会派の合理的判断に委ねられるものと考える。」とし、また、「会派の合理的判断」については、「調査研究活動に当たり、最も適切と考えられる方法を選択することをいう。その判断に当たっては、各会派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものと考える。」と説明があった。

視察調査について、視察先、視察時期、視察人数等視察調査の実施方法は、会派の自主的及び自律的判断に委ねられるものと考えられ、本件請求に係る視察調査の経費に政務調査費を充当したことは、違法・不当なものであるとはいえない。

(7) 自由民主党県議団の視察調査（群馬県及び山梨県）

平成23年8月1日及び2日に、所属議員9名及び会派事務局職員1名の計10名で、群馬大学医学部附属病院ほか3か所の視察調査を行った。

収支報告書に添付されている証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明により、視察調査に係る経費が使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたことが認められ、また、領収書等の写しも適切に添付されていることが認められた。

(8) 県政ながのの視察調査（愛媛県及び高知県）

平成24年1月23日及び24日に、所属議員6名で、愛媛県庁ほか1か所の視察調査を行った。

収支報告書に添付されている証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明により、視察調査に係る経費が使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたことが認められ、また、領収書等の写しも適切に添付されていることが認められた。

(9) 改革・新風の視察調査（高知県、徳島県及び兵庫県）

平成23年11月9日から12日までの間、所属議員14名（請求人は15名と主張）及び会派事務局職員1名の計15名で、四万十市役所ほか4か所の視察調査を行った。

収支報告書に添付されている証拠書類の写し及び議会事務局総務課の説明により、視察調査に係る経費が使途基準に合致し、視察調査が確実に実施されたことが認められ、また、領収書等の写しも適切に添付されていることが認められた。

(3) 結論

以上のことから、本件請求のうち、平成23年度政務調査費に係るものについては、請求人の主張には理由がないからこれを棄却することとし、その余の請求については、行為の日から1年を超えたことについて、正当な理由があるとは認められないことからこれを却下することとする。

3 意見

平成22年度の政務調査費に係る住民監査請求と同様、収支報告書に添付されてい

る証拠書類の写しのみでは、人件費、賃料等について、マニュアルに基づく按分の割合を確認できないものがあったため、引き続き、按分方法の透明性を高める努力をする必要があると考える。